

議案第 2 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定に関する専決処分の承認について

次の鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月31日に処分した。

よって、ここに報告し、承認を求める。

平成20年6月11日提出

鎌倉市長 石渡徳一

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第3条」を「一第3条」に、「～第6条の2」を「一第6条」に、「～第9条」を「一第9条」に、「～第25条の2」を「一第25条の2」に、「～第31条」を「一第31条」に改める。

第1条の2中「行つている」を「行つて」に、「あつて」を「あって」に改める。

第1条の3第2項第1号を次のように改める。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（規則で定める施設に限る。）において同条第11項に規定する施設入所支援を受けている者又はこれに準ずる者

第1条の4中「第8条の2第2項各号」を「附則第6条第2項各号」に、「あつては」を「あっては」に、「あつて」を「あって」に改め、同条第1号中「第8条の2第1項」を「附則第6条第1項」に改め、同条第2号中「あつて」を「あって」に改める。

第2条中「国民健康保険運営協議会」を「鎌倉市国民健康保険運営協議会」に改める。

第4条中「（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月以後であつて」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であつて」に改め、同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同条第3号中「 $\frac{1}{10}$ 」を「 $\frac{2}{10}$ 」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 $\frac{3}{10}$

第5条第2項中「含む」の次に「。次条第2項において同じ」を加え、「よつて」を「よつて」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第6条の2を削る。

第7条中「市は」の次に「、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とする。

第10条の2中「令」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）」に改め、「）及び」の次に「後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに」を加える。

第10条の3中「第8条の2第1項に規定する退職被保険者又は同条第2項に規定する退職被保険者の被扶養者」を「附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。以下同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）
- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び病床

転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の4第1項の規定による繰入金、法72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額

第11条中「ときは」を「場合には」に改める。

第12条第1項中「第14条、第14条の3、第14条の8及び第14条の9において」を「以下」に改める。

第14条第1項第1号中「あつては」を「あっては」に改め、「昭和33年厚生省令第53号」の次に「。以下「省令」という。」を加え、同項第2号中「総数」を「数」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る基礎賦課総額の $\frac{10}{100}$ に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た数を控除した数で除して得た額
イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額

第14条の2中「にあつては」を「には」に改める。

第14条の4の見出し中「及び世帯別平等割額」を「の算定」に改め、同条中「及び世帯別平等割額」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第14条の4の2 第14条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第14条第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第14条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

第14条の5中「同条第3項第6号」を「令附則第4条第2項第7号」に改め、同条の次に次の9条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第14条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額
- (2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乘じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{65}{100}$ に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7 第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{25}{100}$ に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の数で除して得た額
- (3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額
 - ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の $\frac{10}{100}$ に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額

2 第14条第2項の規定は前項に規定する保険料率を決定する場合の端数の処理について、同条第3項の規定は前項に規定する保険料率を決定した場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「第14条の5の5第1項」と読み替えるものとする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第14条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）の合計額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の5の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第14条の5の8 第14条の5の6の被保険者均等割額は、第14条の5の5の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第14条の5の9 第14条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる世帯以外の世帯 第14条の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第14条の5の10 第14条の5の3又は第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。以下同じ。）は、令第29条の7第3項第9号又は令附則第4条第3項第7号に規定する額を超えることができない。

第14条の6中「あつては」を「あっては」に改め、同条第2号中「第74条及び」を削り、「並びに同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改める。

第14条の9第1項第1号中「あつては、国民健康保険法施行規則」を「あつては、省令」に改め、同項第2号及び第3号中「総数」を「数」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第14条第2項の規定は前項に規定する保険料率を決定する場合の端数の処理について、同条第3項の規定は前項に規定する保険料率を決定した場合について準用する。この場合において、第14条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは、「第14条の9第1項」と読み替えるものとする。

第15条の2の見出しを「(普通徴収に係る保険料の仮算定)」に改め、同条中「到来する納期に係る」の次に「普通徴収の方法によって徴収する」を加える。

第15条の3第2項中「あつた」を「あった」に改める。

第16条の見出しを「(普通徴収に係る保険料の納期限)」に改め、同条第1項中「保険料」を「普通徴収の方法によって徴収する保険料」に改める。

第17条を次のように改める。

(賦課期日後における納付義務の発生、消滅等)

第17条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の基礎賦課額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第14条の5の3若しくは第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第14条の7の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に規定する額（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の算定は、それぞれ当該納付義務が発生し、若しくは1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合で、その減少した日が月の初日であるときは、その前日）又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の2の基礎賦課額、第14条の5の3若しくは第14条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第14条の7の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に規定する額（同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の算定は、それぞれ当該納付義務が消滅し

た日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合で、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第18条第1項中「同条第3項第6号」を「令附則第4条第2項第7号」に改め、同項第1号中「及び当該年度」を「、当該年度」に改め、「その世帯に属する被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、「対象とされる者」を「対象とされるもの」に改め、同項第2号中「1人につき」を「の数及び特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)の数の合計数に」に、「あって」を「あって」に、「対象とされる者」を「対象とされるもの」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第18条第3項中「及び前項」を「から第3項まで」に、「同条第3項第6号」を「令附則第4条第2項第7号」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 市長は、第1項各号に規定する額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の5の3又は第14条の5の6」と、「令第29条の7第2項第10号又は令附則第4条第2項第7号」とあるのは「令第29条の7第3項第9号又は令附則第4条第3項第7号」と読み替えるものとする。

第19条中「あつた」を「あった」に改める。

第20条の見出しを「(普通徴収に係る保険料の納期前の納付)」に改め、同条中「納付義務者」を「普通徴収の方法によって徴収する保険料の納付義務者」に改める。

第24条第1項中「よつて」を「よつて」に、「6ヶ月」を「6箇月」に、「限つて」を「限つて」に改める。

第25条第1項中「保険料の納付義務者で次に該当するもののうち必要があると認めた者」を「次の各号のいずれかに該当する者で必要があると認めたものが属する世帯の保険料の納付義務者」に改め、同項第1号中「なつた」を「なつた」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「から第3項まで」を加え、「よつて」を「よつて」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を

「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれにも該当する者が属する世帯の保険料の納付義務者に対し、保険料の一部を免除する。

(1) 被保険者の資格を取得した日（以下「資格取得日」という。）において、65歳以上である者

(2) 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間にある者

3 前2項に定めるもののほか、市長は、他の市町村において前項各号に掲げる要件に該当したと認められた者が市の被保険者になった場合は、当該他の市町村の被保険者となった日の属する月から2年を経過する月までの間に限り、当該被保険者が属する世帯の保険料の納付義務者に対し、保険料の一部を免除する。

第25条の2ただし書中「及びその世帯に属する被保険者」を「、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者」に改める。

第28条中「あつた」を「あった」に改める。

附則第3項の見出し中「平成18年度から平成21年度までの各年度の」を「平成20年度及び平成21年度における」に改め、同項中「平成18年度から平成21年度までの各年度」を「平成20年度及び平成21年度」に、「附則第17項」を「附則

第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項」に、「附則第16項」を「附則第26条第1項」に改める。

附則第4項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「。以下「特定公的年金等控除額」という」を削り、「よつて」を「よつて」に改める。

附則第5項から第8項までを削り、附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とする。

附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第7項とする。

附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第8項とする。

附則第13項を附則第9項とし、附則第14項中「附則第12項」を「附則第8項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第15項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第11項とする。

附則第16項を附則第12項とし、附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第13項とする。

附則第18項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第14項とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第4条の規定は、施行日以後の療養の給付に係る一部負担金について適用し、施行日前の療養の給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第6条第2項の規定は、施行日以後の死亡について適用し、施行日前の死亡については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第10条の2、第10条の3、第14条、第14条の4から第14条の6まで、第14条の9、第17条、第18条、第25条及び第25条の2並びに附則第3項から第8項まで、第11項、第13項及び第14項の規定は、平成20年度以後の年

度分の保険料について適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。